

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 10 日

介護サービス事業所等開設者 様

佐賀県国民健康保険団体連合会
情報・介護課長

「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」等の出力仕様等について（通知）

介護給付費等の請求等につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚く
お礼申し上げます。

さて、標記については、令和 8 年度介護報酬改定に伴い、令和 8 年 7 月審査以降の
「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」等の出力仕様等が変更となっております。

新たに介護職員等処遇改善加算の対象となったサービス「訪問看護」、「訪問リハビリ
テーション」、「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「居宅介護支
援」及び「介護予防支援」については、「指定サービス等」に計上されます。

なお、「介護予防ケアマネジメント費」については、既存のサービス種類 A3、A4、
A7、A8、A9～AE と同様に、「介護予防・日常生活支援総合事業サービス」に計上され
ません。

また、介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが、原案作
成委託料として支払対象となる場合、委託元の地域包括支援センター及び委託先の居
宅介護支援事業所については、介護職員等処遇改善加算の原案作成委託料分が計上さ
れます。

については、介護職員等処遇改善加算の原案作成委託料分を計上するため、帳票レイア
ウトが以下のア～ウの 3 種類となり、いずれかの帳票が送付されることとなります。
ア：通常の事業所（イ、ウに該当しない事業所）

イ：介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが原案作成
委託料の支払対象として 1 件以上存在する地域包括支援センター

ウ：介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが原案作成
委託料の支払対象として 1 件以上存在する居宅介護支援事業所

※上記の帳票レイアウト（ア～ウの３種類）については、本会ホームページに９月頃に掲載予定としておりますので、必要に応じてご確認くださいようお願いいたします。

本通知は、介護職員等処遇改善加算の算定有無にかかわらず、全事業所へ送付しています。

【担当】

情報・介護課 介護保険係 高瀬

TEL：0952-26-4302